

ダイナムカード会員規約

株式会社ダイナム

第1条(会員契約)

18歳以上の者で、本規約に定めるサービスの提供を受けようとする者は、株式会社ダイナム(以下「当社」といいます。)と会員契約を締結しなければなりません(当社と会員契約を締結した者を、以下「会員」といいます。)。

2.会員になろうとする者は、住所、氏名、生年月日、暗証番号、その他の入会に必要な情報(以下これらを併せて「会員登録情報」といいます。)を、所定の方法に従い、当社に提供してください。この場合、本人確認および会員登録情報の登録のため、身分証明書を提示していただくこととなります。

3.当社は、前項の入会申込を審査のうえ、会員として適当と認める場合は、入会を承諾し、会員になろうとする者に対し、会員カードを貸与します。

4.会員契約は、当社が会員カードを貸与した時点で成立します。

第2条(会員カードの発行・管理)

会員カードの貸与は、1人1枚限りとします。

2.会員カードの所有権は当社に属し、会員は、善良なる管理者の注意義務をもって、会員カードを利用、管理しなければなりません。

3.会員カードは、会員本人のみが使用することができるものとし、他人への貸与、譲渡または担保提供等、一切の処分をすることができません。

4.前項に違反し、会員カードが第三者に使用されたことにより生じた損害については、会員がその責任を負うものとします。

第3条(暗証番号)

暗証番号が第三者に知られたことにより生じた損害については、会員がその責任を負うものとします。

第4条(入金等)

会員は、会員カードを機械(以下「入金機」といいます。)に挿入したうえ、金銭を投入することによって、当社の管理するコンピュータ(以下「コンピュータ」といいます。)に、会員が遊技の用に供する玉またはメダル(両者を併せて、以下「遊技球等」といいます。)の貸与を受け、入金できる金額を登録すること(以下「入金」といいます。)ができます。ただし、コンピュータに登録することのできる金額は、遊技場毎に1万円を上限とします。

2.会員は、入金された会員カードを遊技機側部のカードリーダーユニットに挿入することによって、入金をした遊技場において、当社から遊技球等の貸与を受けることができます。この場合、会員が遊技球等の貸与を受けることのできる金額(以下「コンピュータの残額」といいます。)は、入金された金額からすでに貸与を受けた遊技球等に相当する遊技料金に消費税額および地方消費税額を加算した額に応じて減少します。

3.遊技球等の貸与を受けることができる期間は、入金日から最長90日間とし、それを超える場合には、次条の定めにより残額の返還を受けることができます。

4.前2項の貸与を受けた遊技球等を使用することができる期間は、会員が当社から遊技球等の貸与を受けた当日限りとします。

第5条(残額の返還)

会員は、コンピュータの残額がある場合、遊技場の営業時間内に限り、当該残額の返還を請求することができます。この場合、会員は、会員カードを精算機に挿入してください。

2.前項の残額の返還を請求することができる期間は、入金日から最長180日とし、それを超える場合には、残額の返還を請求する権利は、消滅するものとします。

第6条(貯玉等)

会員は、遊技をした遊技場毎に、遊技の結果取得した遊技球等を当社に預けること(以下「貯玉」といい、貯玉した遊技球等の数を以下「貯玉数」といいます。)ができます。この場合、会員は、会員カードを遊技球等計数機(以下「計数機」といいます。)に挿入してください。

2.会員は、貯玉をした遊技場毎に、貯玉した遊技球等の返還を請求することができます。この場合、会員は、会員カードを所定の機械に挿入してください。

3.当社は、前項の貯玉した遊技球等の返還に対して、一定期間あたりの請求上限を設けることがあります。この場合、会員は、当該上限を遵守しなければなりません。

4.当社は、第2項の貯玉した遊技球等の返還に対して、手数料を徴収することがあります。

第7条(貯玉数)

貯玉数は、遊技球等を計数機で計数し、コンピュータが記録したところによるものとします。

2.会員は、貯玉数を常に確認してください。

第8条(会員サービス)

会員は、次の各号に掲げるサービス(本規約において、「会員サービス」といいます。)の提供を受けることができます。ただし、第2号において賞品の提供を受けた場合には、貯玉数は、当該賞品に対応する数だけ減少します。

(1)返還を受けた遊技球等を遊技の用に供すること。(2)貯玉数に応じて、賞品の提供を受けること。(3)当社が提携する第三者によるサービスの提供を受けること。(4)前各号のほか、当社または当社と提携する第三者が実施するイベント等に参加すること。

2.前項第1号および第2号の会員サービスは、貯玉をした遊技場においてのみ、提供を受けることができます。

3.会員サービスの提供を受ける場合は、会員カードを提示(所定の機械に挿入することを含みます。)してください。

4.当社は、貯玉数を含む一定数以上の遊技球等に応じた賞品の提供を行う場合、会員に対して身分証明書の提示を求めることがあります。

第9条(会員契約の解約)

会員は、所定の手続きを行うことにより、会員契約を解約することができます。

2.会員が、次の各号の一に該当する場合には、当社は、何らの催告をすることなく、会員契約を解約することができます。

(1)提供された会員登録情報に虚偽があった場合 (2)会員として不適格な行為があった場合 (3)本規約に違反した場合 (4)遊技場の遊技ルールに従わない場合 (5)その他当社が相当と判断した場合

3.会員契約が解約された場合には、会員は会員カードを返還しなければなりません。

第10条(会員資格の喪失)

次の各号の一に該当する場合は、会員資格を喪失するものとします。ただし、(1)および(3)において会員資格喪失手続に一定の期間を要する場合は、当該手続が完了した日に、当該会員資格が喪失するものとします。

(1)会員が死亡した場合(2)1年間、入金し、残額の返還を請求し、会員カードにより遊技球等の貸与を受け、貯玉し、貯玉した遊技球等の返還を受け、貯玉数に応じた賞品の提供を受け、貯玉数に応じた賞品の提供を受けなかった場合(3)会員契約が解約された場合

2.会員資格を喪失した場合には、遊技球等の貸与請求権、貯玉した遊技球等の返還請求権および会員サービスの提供を受ける権利は、消滅するものとします。

3.当社は、第1項1号の場合において、第三者が、その会員の配偶者であることを公文書等により明らかにした場合、当該配偶者に限り当該会員の会員資格を継承することを特例として認めることがあります。この場合、当該配偶者は、当社が別途定める手続きを経ることを要します。

第11条(記載事項の変更)

会員は、会員登録情報に変更が生じた場合には、直ちに、当社に対して届出をしてください。前項の届出を遅延し、またはしなかったことよって、会員サービスを提供することができなかった場合には、当社は、債務不履行責任を負わないものとします。

第12条(免責)

天災地変、機械の故障、その他当社の責に帰すことのできない事由により、当社が会員サービスの提供をすることができない場合には、当社は、債務不履行責任を負わないものとします。

第13条(会員カードの紛失等)

会員カードを紛失し、または盗難された等の場合には、会員は、直ちに、当社にその旨の届出(以下「紛失等の届出」といいます。)をしなければなりません。

2.会員から紛失等の届出があった場合には、当社は、速やかに、カードの利用を停止する措置をとるものとします。

3.第1項の場合において、当社が前項の措置をとる前に、第三者によって会員カードが使用され、当社が当該第三者に対して残額を返還し、貯玉した遊技球等を返還し、会員サービスを提供しこれにより会員に生じた損害は、会員の負担とします。

第14条(会員カードの再発行)

紛失等の届出があった場合において、当社が相当と認める場合には、当社は、会員カードを再び貸与するものとします。この場合、所定の再発行手数料を徴収することがあります。

2.前項の場合において、貯玉数は、再びカードを貸与した時点での貯玉数とします。

第15条(個人情報の利用目的)

当社は、会員登録情報、会員カードの利用履歴、貯玉に関する情報、その他の個人情報の保護に関する法律に定める個人情報(以上の情報を併せて、以下「個人情報」といいます。)を、以下の目的で利用いたします。

(1)本規約に基づく会員サービスを会員に対して提供するための事務を遂行する目的(2)ダイレクトメールその他により会員サービスに関する情報を会員に対して提供する目的(3)当社遊技場におけるサービスまたは商品の広告・宣伝のために顧客のニーズを分析する目的(4)当社遊技場における新たなサービスまたは新商品の開発のために顧客のニーズを分析する目的

2.当社は、前項に規定する目的を達成するために必要な範囲で、個人情報を委託先に提供することがあります。

第16条(個人情報の第三者提供)

当社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法律その他の法令(以下「個人情報保護法等」といいます。)に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

第17条(個人情報の開示)

当社は、会員から、当社が保有する当該会員の個人情報の開示を求められた場合は、当該会員に対し、書面(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)により、遅滞なく応じるものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

(1)会員本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合(2)当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (3)他の法令に違反することとなる場合

2.前項において、会員情報を開示しないこととした場合には、当該会員に対して、遅滞なく、その旨を通知します。

第18条(個人情報の訂正・追加・削除)

当社は、会員から、当社が保有する当該会員の個人情報の登録内容が不正確または誤っているという理由により、当該個人情報の訂正、追加または削除(以下「訂正等」といいます。)を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該個人情報の訂正等に応じるものとします。

2.前項において、訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該会員に対して、遅滞なく、その旨を通知します。

第19条(個人情報の利用停止・消去・第三者への提供停止)

当社は、会員から、当社が保有する当該会員の個人情報の登録内容が利用目的による制限に違反した取扱いはまたは適正取得に違反した取得という理由により、当該個人情報の利用停止または消去(以下「利用停止等」といいます。)を求められた場合であって、そのために理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行います。

2.当社は、会員から、当社が保有する当該会員の個人情報の登録内容があらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供されているという理由により、当該個人情報の第三者への提供停止を求められた場合であって、そのために理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報の第三者への提供停止を行います。

第20条(個人情報の開示等の方法)

会員は、当社の各店舗、統括事務所および本部その他の事業場に備え付けられた「個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者への提供停止請求書」(以下「開示等請求書」といいます。)に必要事項を記載し、必要書類を添付した上で、これを当社の各店舗へ提出または第23条に記載のカスタマー・サービス・デスク宛に郵送することにより、第17条から第19条の求めを行うことができます。

2.前項の「開示等請求書」の書式は、当社WEBサイトよりダウンロードすることができます。3.当社は、会員の求めに応じ、前2項の「開示等請求書」の用紙を会員宛に郵送します。

第21条(個人情報の取扱いに関する不同意)

当社は、会員が第1条第2項で定める、入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本規約に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

第22条(印刷物の送付等)

当社は、会員に対して、当社からのイベントやご連絡等の情報をお伝えするため、印刷物を送付することがあります。ただし、この印刷物の送付は、緊急の必要がある場合を除き、当該送付を当社に対し明示的に承諾した会員のみに限るものとします。

2.前項の印刷物の送付先は、登録された会員登録情報の住所に限るものとします。ただし、第18条により当該住所の訂正等を行った場合は、その訂正等後の住所に送付するものとします。

3.会員が第1項の印刷物の送付を承諾した場合といえども、その印刷物を当社が送付した後、宛先不明等により当該印刷物が当社に返送された場合で、その返送日から3か月以内に送付した当社からの印刷物を会員が受領したことを確認できなかったときは、当社は、以後、会員が第1項の印刷物の送付を承諾しなくなったものとして取扱うことができます。

第23条(個人情報の管理責任者)

当社における個人情報保護管理者は、リスク管理部門を管掌する取締役とします。

2.本規約及び個人情報に関するお問い合わせは、下記窓口までお願いします。
〒116-8580 東京都荒川区西日暮里2丁目27番5号
株式会社ダイナム カスタマー・サービス・デスク
メールアドレス: cs@dynam.co.jp

第24条(規約の変更)

本規約は、法令の改廃、社会情勢の変化その他の理由により、改定することがあります。この場合、改定内容が合理的なものである限り、本規約の改定に会員の同意を不要とします。ただし、個人情報保護法等に別段の定めがある場合は、この限りではありません。